

4－(4) 農業後継者等助成・報奨（農大新卒就農者報奨）実施要領

1 目的

県立農業大学校を優秀な成績で卒業し、県内に就農する者等を表彰（就農奨励特別賞）することにより、農大生の就農意欲を高め、新たな担い手を育成する。

2 助成対象者（表彰の資格基準）

県立農業大学校（研究科含む）卒業時において、以下の（１）又は（２）で、農業大学校長が推薦する者に限る。

- （１）成績優秀な新卒者で県内に直接就農する者
- （２）成績優秀な新卒者で県内の農業法人等に就業する者

3 報奨金

1人当たり 30千円

4 助成対象者の推薦，決定等

（１）県立農業大学校は、資格基準に該当する助成対象者について、該当がある場合は、推薦書（別記様式37号）を作成し、次の関係書類を添付し提出する。

- | | |
|--------------|----------|
| ア 誓約書 | 別記様式第38号 |
| イ 将来の営農ビジョン | 別記様式第39号 |
| ウ 個人情報保護の同意書 | 別記様式第 5号 |
| エ 助成金振込口座の写し | |

（２）理事長は、提出された推薦書を審査し適当と認めたときは、決定通知書を別記様式第40号により県立農業大学校へ通知し、農業大学校の卒業式において表彰し、奨励金を交付する。